徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和2年11月25日(水) 開会 午後 3時15分
	閉会 午後 4時15分
2 CC3	徳島市役所 13階 大会議室
3 議 長	会長職務代理 岸本 昇
4 出席者	
	1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治
	7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博
	10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美
	13番委員 植田美惠子 14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義
	16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂
	19番委員 市岡 沙織
	<農地利用最適化推進委員>
	1番委員 瀬畑 俊夫 2番委員 安廣 貴明 3番委員 宮本 隆美
	8番委員 中川 敏明 12番委員 森 政雄 15番委員 笹田 孝
	17番委員 多田 孝 18番委員 朝田 三郎
5 欠席者	<農地利用最適化推進委員> 9番委員 増井 孝重 14番委員 兼田 博行
6 欠 員	なし
7議事	議事農地関係議案
	付議案件
	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
	第3号議案 農地法第18条第1項の規定による許可申請の審議について
	第4号議案 非農地証明願の審議について
	第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について
	第6号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について
	第7号議案 農地利用集積計画の承認について
	報告事項
	1 農地関係報告事項
	(1) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
	(2) 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
	(3) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について
	(4) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
	(5) 農地法第18条第6項の処理について
	(6) 農地改良届について (7) 帯Uk at FR UR O (FUR) (2 to 1 4 5) (5 to 2 5 7 5 5 5 to 2 5 7 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
	(7) 農地の転用制限の例外(法第4条)による届出について
	(8) 地目変更登記に係る照会に対する回答について (9) 転用許可の取下について (5条許可)
	(10) 転用届出の訂正について(5条届出)
	2 農政関係報告事項
	2 展成関係成合事項 (1) 令和3年度に向けた農業施策等の市長提言に対する回答について
	/ 1/ こうこの十分にごうて対対になならられている。 できょう こうしょう アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

令和2年11月 徳島市農業委員会 定例総会 議事録

(開会 午後3時15分)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の岸本委員が務めることになっております。進行をよろしくお願いします。

議長 ただ今から、令和2年11月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員全員の参加により会議が成立しております。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号6番金澤敬治委員と、議席番号16番谷川興一委員の両名を指名します。よろしくお願いします。

これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。では、第1号議案、「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を開始します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書1ページを御覧下さい。全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後66aに至り、譲受人は対象地において水稲の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後340aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、営農資金のための売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後93aに至り、譲受人は対象地において、甘藷の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、療養・その他生活資金のための売買で、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後141aに至り、譲受人は対象地において、水稲や野菜の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上4件で、対象地は、田3,298㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の 委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決

定いたしました。

次の議案の審議に移ります。第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。議 案書2ページからを、御覧下さい。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、住宅販売業等を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土木建築工事業等を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土木建築工事業等を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済であり、転用規模が大規模である1~3番案件については地区審査を実施しました。

第2号議案は全4件で、地目は田のみ5,433㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場3,810㎡、その他施設用地1,623㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。 それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の井川委員さん、 転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

井川委員 今月の13日、午後2時から1番案件の地区審査を実施しましたので報告します。 参加者は、岸本委員、瀬畑推進委員、安廣推進委員と私、転用者側1名、事務局2名 の7名です。

申請対象の農地は、農地パトロール対象地であり、徳島市南部中学校から南西へ約400mに位置し、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、太陽光発電施設に転用しようとするものです。土地の造成については、既存壁がない部分には土羽を設け、整地後の表面に砕石を敷き、ソーラーパネルを施工し、周囲にフェンスを設置する計画とのことです。施工後の草刈り等の維持管理については、十分注意するようにお願いしました。排水については、雨水を地下浸透とし、地元土地改良区から排水同意書及び意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、多家良地区の委員は、一致して問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして2番案件の地区審査に参加していただいた、

川内地区の細川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

細川委員 今月17日の午後1時半より2番案件の地区審査を実施しましたので報告します。 参加者は植田委員さん、廣瀬委員さん、兼田推進委員さん、笹田推進委員さんと私の 委員5名、事務局2名、転用者側2名です。

申請地の場所は、吉野川大橋の北詰から北西へ約500mに位置し、このあたりは、公共投資の対象となっていないり規模の農地で、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、敷地全体に繁茂する草木を伐採し、北側に面した道路を進入路として利用するため、緩やかなスロープに加工し、全体を整地して利用する計画です。地区審査時には、東側に隣接する水路に土砂が流れ込むおそれがあったため、近隣の農地と同様に、擁壁を設置するなどして対処するようにお願いしました。排水については、地元水利組合から排水同意書が提出され、土地改良区は管轄外であるため、上申書が提出されているようです。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても、問題なく、川内地区の委員は一致して、問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして3番案件の地区審査に参加していただいた、 南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでした でしょうか。

鎌田委員 先月15日に3番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は多田推進委員と私の委員2名、事務局2名と転用者側1名になります。

申請地は、南井上学校から北東へ約100mに位置しており、2種農地に区分されるとのことです。転用目的は、露天資材置場であり、土地の造成については、山土で道路高まで整地します。排水は、雨水のみで、地下浸透及び北側の水路に排水する計画で、排水同意書も提出されているようです。

結論として、今回の転用許可申請については、農地法上での許可条件を満たしているため、南井上地区の委員として、問題はないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を許可することに決 定いたしました。

> 続きまして、次の議案の審議に移ります。第3号議案、「農地法第18条第1項の 規定による許可申請の審議について」を開始します。それでは事務局より、議案の説 明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第18条第1項の規定による許可申請の審議について 御説明します。議案書3ページを御覧下さい。

> 本申請は、賃貸人である徳島県知事からの貸付解除の申請となります。本案件の最終的な許可権者は県知事となりますが、まず市の農業委員会の総会で意見を決定し、 その意見書を、申請書に添付して、県知事に送付する取り扱いとなっています。

> まず、申請地についてですが、徳島市昭和小学校から南へ約400mに位置する市 街化区域内にある国有農地で、国有財産の管理者として県知事が貸し付けています。

> それでは、申請理由について説明します。対象地は、数年前から耕作放棄状態となり、雑草が生い茂り、隣接するアパートに侵入するなど、近隣住民に著しく迷惑をかけている状態で、早急な是正が求められておりますが、相手方である賃借人は●●歳の高齢で、かつ入院中であり、また、代わりに管理してくれる親族もいないため、耕作はおろか、除草管理もできない状態が続いています。県から提出がありました理由書によりますと、平成31年度当初から解約の話を進めていましたが、賃借人は、いざ賃貸借契約を解約するとなると、手放すのが惜しくなり、「退院したら耕作するから、解約したくない」と主張していますが、現在に至るまで状況は変わっておらず、今後も適正な管理が見込めないとして、申請に至ったものです。

以上のことから、許可基準として、農地法第18条第2項1号に規定する「賃借人が信義に反した行為をした場合」に該当するものと思われます。

第3号議案は1件で、対象地は畑244㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、本案件につきまして、委員の皆様、御意見、御質 問はありませんか。

> それでは、御発言がないようですので採決いたします。第3号議案の農地法第18 条第1項の規定による許可申請は、本案件を許可相当とし、県に意見書を送付することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については本案件を許可相当とし、県 に意見書を送付することに決定いたしました。

では、第4号議案「非農地証明願の審議について」を開始します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第4号議案、非農地証明願の審議について御説明いたします。議案書4ページを御覧下さい。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。対象地は、昭和30年頃に建築した農業用倉庫があり、現在も住宅敷地と一体利用されています。農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成3年3月13日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第4号議案は1件で、対象地は畑101㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員 の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第4号議案の非農地証明願の審議については、本案件を議案書のとおり承認するこ

とに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第4号議案については、本案件を議案書のとおり 承認することに決定いたしました。

> 続きまして、次の議案の審議に移ります。第5号議案「相続税の納税猶予に関する 適格者証明願の審議について」を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお 願いします。

事務局 第5議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、御説明させて いただきます。議案書5ページを御覧下さい。今月の申請は1件です。対象地及び相 続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番は、令和●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の養子が猶予を受けようとするものです。対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

第5号議案は1件で、対象地は田●●●㎡、畑●●●㎡で、計●●●㎡となっています。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員 の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第5号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第5号議案については本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第6号議案「相続税の免除予定事案に係る特別農地利用状況の確認について」を開始します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議について御説明します。議案書6ページからを御覧下さい。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていた まのです

4番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

5番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

6番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

7番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていた

ものです。

対象地の一部が農地転用されていますが、その他の対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

第6号議案は以上7件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は田●●●㎡、畑●●●㎡、その他●●●㎡で、計●●●㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員 の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第6号議案の続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。第7号議案「農用地利用集積計画の承認について」の審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条第1項に定める、議事参与の制限の規定に基づき、板東 美佐緒委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第7号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書8ページを 御覧下さい。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、 利用権設定に関する要件は全て満たしていると思われます。

> 今月は新規設定が11件、再設定が13件で合計24件となっており、そのうち、 賃貸借権が18件、使用貸借権が6件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1~5番が多家良地区・6筆・5件、6~7番が勝占地区・2筆・2件、8番が入田地区・1筆・1件、9~10番が不動地区・2筆・2件、11番が川内地区・2筆・1件、12~17番が国府地区・10筆・6件、18~19番が南井上地区・3筆・2件、20~24番まで北井上地区・6筆・5件となっております。

利用権設定については以上で田13筆17,328㎡、畑19筆20,693㎡の 合計32筆38,021㎡となります。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、 申請地区の委員さん、他 の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第7号議案については、全案件を議案書のとおり

承認することに決定いたしました。

参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。 以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 報告事項について御説明します。議案書11ページを御覧下さい。

1番は、「農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について」です。 12ページに渡り6件受理しました。13ページを御覧下さい。

2番は、「農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について」です。1件交付しました。14ページを御覧下さい。

3番は、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について」です。 4件受理しました。15ページを御覧下さい。

4番は、「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について」です。 16ページに渡り12件受理しました。17ページを御覧下さい。

5番は、「農地法第18条第6項の処理について」です。6件受理しました。18ページを御覧下さい。

6番は、「農地改良届について」です。1件受理しました。19ページを御覧下さい。

7番は、「農地の転用制限の例外による届出について」です。 1件受理しました。 20ページを御覧下さい。

8番は、「地目変更に係る照会に対する回答について」です。1件回答しました。 21ページを御覧下さい。

9番は、「転用許可の取下について」です。2件受理しました。22ページを御覧下さい。

10番は、「転用届出の訂正について」です。1件訂正しました。報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

それでは、御発言がないようですので、引き続き、次の農政関係の報告に進めます。 8月の総会で審議していただきました「令和3年度に向けた農業施策等の市長提言」につきましては、9月の総会の日に川人会長他5名で、提言書を市長にお渡ししたところでございますが、回答があったようでございますので、事務局より報告をお願いします。

事務局(報告)

議長
ただ今の報告につきまして、御意見、御質問はございませんか。

笹田推進 「耕作放棄地再生支援事業」とは、具体的にどういう支援をしていただけるのです 委員 か。

事務局 農林水産課に聞いた情報ですが、担い手が耕作放棄地を農地に再生して借り受けた場合に、その担い手に対して支援がいただける制度です。

ポイントとしては、「人・農地プラン」に位置付ける中心的経営体であること、中間管理機構を活用した貸し借りであること、荒廃農地のA分類に位置付けられていること、10a当たり7万円上限の支援金となっていること、であります。

荒廃農地の分類は、我々の農地パトロールの結果を受けて、冬場に農林水産課が調

査を行い決定しています。荒廃農地については、A分類とB分類があり、B分類は森林など非農地の様相を呈した状態で、A分類は「再生可能な農地」となります。本市には現在B分類に位置付けている荒廃農地はなく、荒廃農地はすべてA分類となり、結局、我々の遊休農地の調査対象で今年も遊休農地と判断されたところは、ほぼ支援対象になると聞いております。

ただ、市町村が事業主体で予算をとる必要があるため、今後また具体的に内容がわかりましたらお伝えいたします。

笹田推進

わかりました。

委員

議長他にありませんか。

宮本推進 同じ項目で、「本市では、JA徳島市アグリサポートセンターに大型草刈り機を貸委員 付け…」とありますが、具体的な内容を教えてください。次回でもいいですから。

議長 今の説明ではわかりにくいと思うので、(補足で説明すると) 圃場の状態、草の長さによって単価が違います。(除草請負業務の) お金のことであれば、(JA情報誌) 「びざん」に載っています。多家良のほうでは、毎日のように(作業しているのを)見かけます。

宮本推進 私たちも使いたいので、その具体的な内容を教えてほしい。1台程度で徳島市全体 委員 をカバーできないと思うし、配慮があるのであれば徳島市に本年度にもう1つ追加し てもらうとか、JAのアグリサポートセンターだけではなく要望の多いところであれ ば農協の各支所においてくれるのかとか、いろいろ使う内容によって変わってくると 思う。(アグリポートセンター等) 先行でやっていると思うので、そのあたりの施策 の状況を勘案しながら委員会がするのか市の施策でするのかもわからないが、我々も 困っており、できる限りもっと具体的に現在の内容や今後の計画を含めての情報が欲 しいと思います。

事務局 JAについては市の貸し付けた1台以外に2~3台は持っており、これを使っています。

会長 JAアグリサポートセンターで何台か除草機を持っています。(除草)費用は、だいたい(10a当たり)1万円前後。草丈等によって価格は変わるようですが。小さくチッパーのように砕く形で、早く処理できています。農林水産課からは1台ですが、何台かあるので、JAに問い合わせると順次対応できる体制になっています。私どもの地域でも頼むのですが、対応は幅広くできるようです。作業も早いですしかなり効率よくできていると思います。

政岡委員 共済組合が自走式の「ハンマーナイフモア」を1日何千円かで貸し付けている。 農協の分は個人的に借りられるのですか。

また、もう一点は農地パトロールの件。私も4年目になりますが、北井上地区は比

較的解消できている。であるのに未だに同じところを毎年見に行くようになっている。 来年から、解消したところは調査から外せないのですか。

会長 局長にその話は申し上げました。私の地区も一緒です。対応ができ、耕作もできているところが何か所もあるんですが、毎年毎年見に行くので、これを外していただきたいということを申し上げました。局長から御説明をお願いします。

事務局長 その点に関しましては、複数の委員さんから御指摘をいただいております。これまでは、今までやってきたところに新たに新規のところを加えていくということで、どんどん見る対象地が増える一方になっています。現在、事務局のほうでそれぞれの委員さんの御意見を踏まえ、農地パトロールの対象地の在り方について検討しております。具体的には、対象地のリストには残しますが、ある程度解消できているだろうというところは見に行くのをやめて、新たに実際に遊休農地になっているところを中心に見ていくことで対応できないかと考えております。間に合いましたら次の総会、まとまりきらなければ今年度中にはその案をお示しして、農地パトロールの実際に有効なやり方を思案してまいりたいと思います。

議長 宮本推進委員さん、政岡委員さん、今の説明でよろしいですか。

委員はい。結構です。

議長 宮本さん、あれ(アグリサポートセンターの除草請負業務)は本当にすばらしいと 思います。1 反を 25 分から半時間程度、3 cmくらいずつに刈ってくれるんで、農 協に連絡してくれたら対応できると思います。他にありませんか。

笹田推進 反1万円は高い。川内土地改良区で1日3千円で借りられる。よく壊れるが。 委員 川内農協からは、農協の分については聞いたことがない。

朝田推進 農協のサポートセンターに連絡すれば、順次行ってますよ。私もJAから頼まれて 委員 作業に行く。

事務局長 その点ですが、アグリサポートセンターは機械の貸し出しではなく、人も出て刈ってくれるのでその分高いのだと思います。

朝田推進 機械が入るところはどこでもしてくれるので値打ちがある。人件費込みなので、1 委員 万円だと安いかもしれない。

議長 土地改良区もいいが、農協もよろしかったら利用してみてください。 他にございませんか。

よろしいでしょうか。いろいろ御発言ありがとうございました。それでは、市長提言につきましては今後の委員活動にも反映させていくということで、よろしくお願いします。

最後に全体を通しまして、何か御意見・御質問はございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和2年11月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後4時15分)